

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 在宅福祉サービスまどか

所在地 我孫子市天王台2-3-1 TEL04-7181-2567

2. 運営方針 利用者様の立場に立ってプランを立てて運用いたします。

3. 職員の職種、人数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種・人数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。

介護支援専門員1名以上 介護支援専門員は、公正中立な立場で利用者又はその家族との相談の上、利者の立場に立ってプランを作成し、プランなどについて十分な説明を行う。

4. サービスの内容

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日 月～金曜日 土曜日曜日祝日と12月29日～1月3日までを除く

② 営業時間 9:00～17:00

③ 休日等緊急連絡先 土日祝日 090-1427-7546

④ 夜間・休日等緊急連絡先 大野木 080-3707-2361

(2) ケアプラン作成のツール

全国社会福祉協議会方式のアセスメントにより、実情にあったこまやかなプランを立てます。さまざまな研修に積極的に参加し研修を積んでいます。

(3) ケアプラン作成にあたっては公立中性の立場でサービスのご紹介をいたします 別紙1参照

5. 利用料及び居宅介護支援費 別紙2参照

6. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止の為の指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は、大野木綾子とする。

8. 事業継続計画

- (1) 事業所は感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対応策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

10. 利用の中止・変更・追加

- ① 利用者様からの解約につきましては、一切の手数料はいただきません。
 - ② 介護支援専門員の変更を希望される方は、お申し出ください。変更にもすぐに応じ、又、他の事業所も紹介いたします。
- 尚、居宅介護支援は利用者様が医療保険を使って入院中及び施設入所状態においては使用不可能です。

11. 通常のサービス実施地域

我孫子市全域

12. 苦情相談窓口

我孫子市天王台2-3-1 事務所内相談室	04-7181-2567	大野木綾子
千葉県国民健康保険団体連合会苦情係	043-254-7428	
我孫子市役所内 介護支援課	04-7185-1112	

私は、本書に基づいて事業者から 年 月 日に説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

御利用者 御住所

御氏名

印

上記署名は、

() が代行しました。

(上記代理人) (代理人を選定した場合)

御住所

御氏名

印

契約事業者名

特定非営利活動法人在宅福祉サービスまどか

住所

千葉県我孫子市天王台2-3-1

代表名

大野木綾子

印